

東海第二発電所 設置許可, 工事計画, 保安規定 予定 (2021.3~2021.9)

■:設置許可 ■:工事計画 ■:保安規定
○:申請(届出) ◇:許可 □:認可

【2021年5月時点】

No.	工事名(件名)	種類			2020年度						2021年度						備考 (期限, 許認可時期(当社希望), 他件名との関係 等) 【】:重複件名の主な審査対応部門		
		設置許可	設計及び 工事計画認可	保安規定	3	4	5	6	7	8	9	3	4	5	6	7		8	9
1	特定重大事故等対処施設の設置 所内直流電源第3系統設置	2019.9.24申請 2020.11.16補正 2021.2.19補正	-	-														※6	【発電管理室※5, 開発計画室, 安全室(品質保証)】
2	【SA】残留熱除去系配管の一部改造及び電気配線貫通部の一部取替	-	炉2021.3.4申請/ 電2021.3.18申請	-	○3/4												□6/E		・2021年6月認可を想定 ・ヒアリング4回実施。次回で一通りの説明終了予定。 【東海第二発電所(保守室, 品質保証室)】
3	【SA】緊急時対策所非常用送風機及び非常用フィルタ構造変更他	-	認可申請	-														時期調整中	・時期調整中(No.3:※1で示した当初2021年6月申請・9月認可を想定していた案件を変更) ・理由:No.1の許可を考慮したSA設工認変更を検討しており, 本件もこの検討を踏まえた申請時期にする予定である。
4	圧縮減容装置の設置	許可申請	-	-														○6/M	・2021年6月中旬申請予定, 2021年10月上旬許可を想定※4 ・理由:2023年度に固体廃棄物貯蔵庫の管理容量に近接する見通しであり, 廃棄物の減容処理運用を2022年度に開始する必要があることから, 後段の設工認及び保安規定の許認可予定を考慮すると, 2021年6月申請を予定している。 【発電管理室(環境保安[廃棄物管理]※5)】
5	【DB・SA】標準応答スペクトル(震源を特定せず策定する地震動)の規制への取り入れのための実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に対する対応(BF)	許可申請	-	-														○6/M	・2021年6月中旬申請予定※4 ・経過措置期間:令和4(2022年)1月20日までに申請, 令和6(2024)年4月20日までに許可取得 ・理由:※3で示す申請・文書提出予定に基づき, 2021年6月中旬に申請を予定している。また, No.5(本件)の申請と同時期にNo.4(圧縮減容装置の設置)の申請を予定しているが, No.4は発電所の運用変更に伴う当社固有の変更であり, No.5の基準改正への対応とは審査の進め方及び許可想定期間が異なるため, No.4とNo.5は合わせて申請せず, 別々に申請する予定である。 【発電管理室(設備耐震), 開発計画室】
6	①【特重・SA】有毒ガス防護対策(BF) ②【SA】逃がし安全弁用可搬型蓄電池の仕様変更	許可申請	-	-														※6	・No.1許可後申請予定※6 ・①経過措置期限:2020年5月1日以降の最初の施設定期検査終了日又は2020年5月1日以後の運転開始日の前日のいずれか早い日 ・理由:後段の設工認申請の審査を効率的に進めるため, 他のBF(高エネルギーアーク損傷対策, 火災感知設備要求への対応)と合わせて申請を予定していることから, 経過措置期限を踏まえて, 特定重大事故等対処施設の設置許可後, 速やかに申請することを希望。また, 設置許可の審査を効率的に進めるため, 審査時期が重複する逃がし安全弁の蓄電池の仕様変更を合わせて申請する。 【①:発電管理室(環境保安[環境管理]※5), ②:東海第二発電所(保守室)】
7	【SA】新規制基準適合性に係る保安規定変更	-	-	認可申請														2021年度下旬を想定	・2021年度下旬申請を想定(※2で示した当初2021年4月頃申請想定を変更) ・理由:No.1(特定重大事故等対処施設の設置他)の許可後, 速やかにNo.7(有毒ガス防護対策他)の設置変更許可申請を予定していることから, No1及びNo7の許可後, 補正申請することとしたため。

注:「設計及び工事計画認可」に示す「炉」は, 原子炉等規制法に基づく申請又は届出を示す。「電」は, 電気事業法に基づく申請又は届出を示す。

※1:東海第二発電所に係る申請の現状に関する面談(令和3年3月25日) 資料2 東海第二発電所 設工認・工事・検査工程

※2:東海第二発電所に係る申請の現状に関する面談(令和3年3月10日) 資料1 東海第二発電所 新規制基準適合性に係る保安規定変更認可申請(補正)及び審査の予定について

※3:原子力エネルギー協議会との面談(令和3年3月10日)「震源を特定せず策定する地震動」に係る基準類改正に伴う申請・文書提出予定について(2021年3月10日 原子力エネルギー協議会)

※4:関係自治体との調整により, 時期が変更となる可能性がある。

※5:特定重大事故等対処施設の設置(被ばく評価等:放射線管理)及び圧縮減容装置(廃棄物管理)並びに有毒ガス防護対策(環境管理)の対応者は, 審査を遅滞なく進めるために重複しない体制としている。

※6:特重の設置許可については, 今後の審査状況を踏まえて許可時期を設定予定。No.6 有毒ガス防護対策他に係る設置変更許可は, 特重の設置許可後, 速やかに申請予定。